

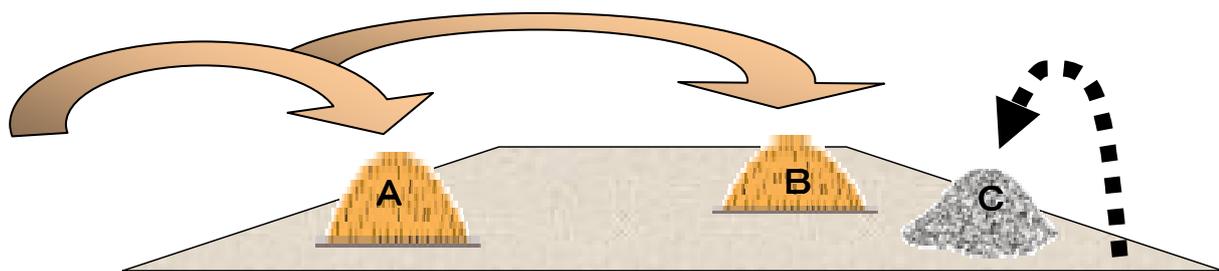
平成21年4月1日より

土砂埋立て等を行うには知事の許可が必要になります。

近年、和歌山県では県外から搬入されてくる土砂の量が増加しており、汚染土壌による埋立てや廃棄物の混入が懸念されています。また、汚染土壌を用いた埋立て等を予防する法律も現在は存在していません。そこで、残土処分場や造成工事等の開発事業により土砂の埋立てやたい積等を行う場合、土壌の汚染防止と災害発生の防止のため、知事（和歌山市にあっては市長。以下同じ。）の許可を取っていただくことになります。これにより、適切な処理を図るとともに、行政による積極的な指導を実施し、不適正処理の未然防止に取り組みます。

<許可を要する行為>

他の土地から搬入された土砂等により総面積が 3,000 m²以上の区域を埋め立てる行為（特定事業）は許可が必要となります。（※下記◎に示す特定事業は除きます。）



Aの面積+Bの面積 \geq 3,000 m²

許可必要

一団の土地内で流用する場合を除く

（ A及びB：一団の土地の外から搬入された土砂等
C：一団の土地の中で流用された土砂等 ）

◎ 条例に定める許可が不要となる特定事業

- ◆ 公共団体等がその管理する土地において行う特定事業
- ◆ 採石法、砂利採取法等に基づき許認可を受けて採取し、その土砂等を販売するために、一時的に土砂等のたい積を行う特定事業
- ◆ 災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- ◆ その他規則で定める特定事業

（ 「運動場、駐車場その他これらに類する施設」及び「農産物の生産の用に供するための客土などを行う施設」の本来の機能を保全するために行う特定事業 ）

＜一般規制事項＞

土砂等の埋立て等を行う場合、埋立て等の規模や許可の有無にかかわらず、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 土壌基準に不適合な土砂等による埋立て等の禁止及びそのための土地としてその所有地等を他の者に使用させることの禁止
- (2) 埋立て等に使用された土砂等の崩落・飛散又は流出の防止及びその防止策を講じないおそれのある者に対してその所有地等を使用させることの禁止

* (1) (2) とも違反があったとき、知事は必要な措置を命ずることが可能です。

＜許可業者の義務＞

事業を実施するにあたり許可を受けた業者には次の義務が生じることになります。

- 変更許可申請（変更内容が軽微なときは届出で足りる。）
- 事業着手、使用した土砂等の量の報告
- 土砂等の搬入の届出

※土砂等の採取場所ごと、かつ、4,000 m³ごとに土壌検査の結果証明書等を添付して届出を行わなければなりません。

- 土砂等管理簿（土砂搬入・搬出の実績等を記載）の作成・保存
- 土壌・水質検査の実施及び結果報告

	検査実施時期	検査対象
土壌検査	許可申請前	特定事業区域内の表土
	土砂等の搬入前	搬入する土砂等
	事業完了（廃止）時	特定事業区域内の表土
水質検査	施工中、6月ごと（注）	特定事業区域内の浸透水
	事業完了（廃止）時	特定事業区域内の浸透水

（注）一時たい積事業の場合は3月ごと

- 標識の掲示、事業区域の境界の明示
- 周辺住民の求めに対する関係書類の閲覧

他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等のたい積を行う特定事業

＜不適正処理に対する知事の権限＞

土砂等の埋立て等に関する不適正な処理が行われたときなど、それを是正するために次に示す命令等を知事は行うことができます。

- 許可の取消し、事業の一時停止命令
- 事業者又は土地所有者等に対する措置命令
- 事業者に対する報告徴収、事業場等への立入検査